

**「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業
令和7年度公募に関するQ&A**

	質問	回答
1	事業内容の各メニューを全て実施する必要がありますか。	事業の目的を達成するために、必要と思われるメニューを、以下に掲げていますが、プロジェクトチームの状況に応じ、①～⑥以外の取組を実施していただいても差し支えなく、その場合は、⑦「その他」に該当するものとして、企画書や成果報告書に記入していただくことを想定しています。 ①技術シーズ／成果物の分析 ②顧客・市場等調査及び分析 ③ビジネスモデル等の検討、構築及び検証 ④ビジネスモデル等の検証体制の構築 ⑤社会受容性の判断に向けた取組 ⑥社会受容性があると判断した際のプロモーション ⑦その他
2	プロデューサーの推薦を受けたいのですが、プロデューサーを探すにはどうすればよいでしょうか。	「知」の集積と活用の場合産学官連携協議会のホームページで調べることが可能です。 https://www.knowledge.maff.go.jp/platform.html プロデューサーは、上記ページの「研究開発プラットフォーム一覧」をご覧ください。
3	プロデューサーからの推薦状について、様式はありますか。	企画書に添付している「別添様式3」を使用してください。
4	本事業は複数年度で実施できますか。	本事業は単年度事業です。 令和7年度の事業実施期間は、契約締結の日から令和8年3月3日(火)までとなります。
5	採択された場合、経費を支出できるのは、いつになりますか。	委託費から経費を支出できるのは、委託契約締結日以降の取引に基づく経費です。 委託契約日以前の取引(購入契約等)である場合は、委託費から支出することはできませんので、ご注意ください。
6	共同事業体で委託事業を実施するケースについて詳しく教えてください。	「活動費の支払対象者」が、委託契約を行う代表機関と別の機関(構成員)に所属する場合が考えられますが、代表機関が「活動費の支払対象者」に対して経費を直接支払うのであれば、共同事業体を構成する必要はありません(例2の場合)。 共同事業体として委託事業を実施するケースは、例1のような流れで経費の支払を行うことを想定する場合があります。 この場合、共同事業体の代表機関は、共同事業体を代表して、委託者に対して委託費の請求や受領、実績等の報告を行っていただきます。また、他の構成員への経費の配分、各構成員の実績報告の内容確認や取りまとめ等も行っていただきます。 例1 共同事業体の場合 例2 提案者単独の場合 ※会社等の組織を経由することはできません。
7	契約する際、契約者と代表機関の代表者が異なる場合は、企画書の2の(2)に「受託者」を追加すれば良いのでしょうか。	企画書の様式【記入例・注釈入り】2頁にある2の(2)の注釈にあるとおり、契約の際の受託者と代表機関の代表者が異なる場合は「受託者」を記載してください。

	質問	回答
8	企画競争参加表明書を提出する際に押印は必要ですか。	押印する必要ありません。
9	応募資格のうち、「全省庁統一資格」の内容・条件等を教えてください。	令和7年度に応募される場合は、令和7・8・9年度の全省庁統一資格の写しが必要となります(現在お持ちの「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の有効期限が令和7年3月31日までとなっている場合は更新する必要があります。)。なお、資格の種類につきましては、「役務の提供等」において「A.B.C又はD」の等級に格付けされていること、競争参加地域に「関東・甲信越」が入っていることを確認してください。
10	委託費に要する費用(委託費)は、事業実施期間中に受け取ることができるのでしょうか。	原則として、事業を実施していただき、委託費の額が確定した後に、精算払いとなります。